

第六号様式別表四の三(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

均等割額の計算に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名				
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細					市町村の存する区域 内における従たる事 務所等			名称 (外 簡所)	所在地		
東京都内における主たる 事務所等の所在地		事務所等を有 していた月数	従業者数の 合計数					市 町 村			
区 丁目 番 号 市(町村)		月	人		当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動						
特別区内における従たる事務所等					異動 区分	異動の 年月日	名称	所在地			
所在地		名称 (外 簡所)	月数	従業者数の 合計数	設置	・	・				
1	千代田区				廃止	・	・				
2	中央区				旧の主 たる事 務所等 (月)						
3	港区										
4	新宿区				均 等 割 額 の 計 算						
5	文京区				区 分	税率 (年 額) (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ウ)	税額計算 (ア)×(イ) 12×(ウ)		
6	台東区				特別 区 の み に 事 務 所 等 を 有 す る 場 合	主たる 事務所 等所在 の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超 ①	円	月	区	税額計算 円
7	墨田区						事務所等の 従業者数 50人以下②				0.0
8	江東区				特別 区 と 市 町 村 に 事 務 所 等 を 有 す る 場 合	従たる 事務所 等所在 の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超 ③				0.0
9	品川区						事務所等の 従業者数 50人以下④				0.0
10	目黒区						道府県分⑤				0.0
11	大田区						特別 区 (市 町 村 分)	事務所等の 従業者数 50人超 ⑥			
12	世田谷区				事務所等の 従業者数 50人以下⑦						0.0
13	渋谷区				納付すべき均等割額						
14	中野区				①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧						
15	杉並区				備 考						
16	豊島区										
17	北区										
18	荒川区										
19	板橋区										
20	練馬区										
21	足立区										
22	葛飾区										
23	江戸川区										
合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)											

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付すること。